

中津市工事書類簡素化実施要領

令和 7 年 6 月 27 日
中 契 暦 第 9 号

(目的)

1 設計図書等に基づき受注者に対し提出等を求めていた工事書類について、簡素化等を行い、受注者の負担軽減や発注者の監督・検査の合理化を図ることにより、工事現場の生産性向上に寄与することを目的とする。

(位置付け)

2 本要領は工事書類の簡素化について具体的な内容を定めたものであり、適宜見直しを行うものとする。

(対象工事)

3 中津市、中津市上下水道事業及び中津市病院事業が発注する、土木関係工事及び建築関係工事を対象とする。

(実施内容)

4 本要領による実施内容は別紙「工事書類簡素化の手引き【土木関係工事】」、「工事書類簡素化の手引き【建築関係工事】」のとおりとする。

(その他)

5 本要領の実施において、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題や疑義が生じた場合は、関係各課合同で協議をするものとする。

附則（令和 2 年 12 月 22 日中契暦第 14 号）

(適用)

1 この要領は、令和 3 年 1 月 1 日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和 3 年 3 月 2 日中契暦第 16 号）

(適用)

1 この要領は、令和 3 年 3 月 2 日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和3年8月31日中契暦第6号）

（適用）

1 この要領は、令和3年9月1日以降起案する工事に適用する。

（経過措置）

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和4年6月30日中契暦第3号）

（適用）

1 この要領は、令和4年7月1日以降起案する工事に適用する。

（経過措置）

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和5年6月30日中契暦第10号）

（適用）

1 この要領は、令和5年7月1日以降起案する工事に適用する。

（経過措置）

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和5年12月27日中契暦第11号）

（適用）

1 この要領は、令和6年1月1日以降起案する工事に適用する。

（経過措置）

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和6年6月28日中契暦第5号）

（適用）

1 この要領は、令和6年7月1日以降起案する工事に適用する。

（経過措置）

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和 7 年 6 月 27 日中契暦第 9 号）

（適用）

1 この要領は、令和 7 年 7 月 1 日以降起案する工事に適用する。

（経過措置）

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。